

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年5月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第21号

## 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第1項の規定の適用については、同項中「及び12月」とあるのは、「に支給する場合には100分の147.5、12月」とする。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当をこの条例による改正後の墨田区長等の給料等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項の規定による読替え前の新条例第7条第1項の規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合と新条例附則第2項の規定による読替え後の新条例第7条第1項の規定によりこの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこの手当の取扱いについては、区長は、期末手当に相当する民間の賃金の支払状況及びこの条例の施行後の職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の適用を受ける職員に係る期末手当等の支給状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。